

令和6年度 八尾市就学援助費支給申請書
兼 (独)日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金免除申請書

申請No. (自治体使用欄)

(あて先) 八尾市長 ・ 八尾市教育委員会

下記の事項を承諾のうえ、次のとおり就学援助及び(独)日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金免除の申請をします。

- この申請に関し、世帯状況や所得情報等、審査及び支給に必要な事項について調査・確認する事
 - この申請が認定となり、下記対象児童生徒に係る学校諸費の未納が生じている場合は、就学援助費を学校長口座への振り込みにする事
- また、来年度八尾市立学校に入学しなかった場合は、支給された入学準備金を返還します。

※(独)日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の免除は、当該年度5月1日現在で就学援助被援助者として認定されている方が対象となります。

(申請日) 令和 年 月 日

(申請者)

住所 八尾市

フリガナ

保護者

連絡先 TEL () - [父・母・()]

受付印 (学校・自治体使用欄)

※ボールペンでご記入ください。消えるインクのペンは使わないでください。

令和6年4月1日時点の住民登録上の世帯構成員全員について記入してください。

世帯構成員	続柄	氏名	生年月日	職業等	小・中学校名 義務教育学校名	年	組
	1 世帯主		大・昭・平・令 ・	会社員・自営業・パート アルバイト・無職・学生 その他()			
2			大・昭・平・令 ・	会社員・自営業・パート アルバイト・無職・学生 その他()			
3			大・昭・平・令 ・	会社員・自営業・パート アルバイト・無職・学生 その他()			
4			大・昭・平・令 ・	会社員・自営業・パート アルバイト・無職・学生 その他()			
5			大・昭・平・令 ・	会社員・自営業・パート アルバイト・無職・学生 その他()			
6			大・昭・平・令 ・	会社員・自営業・パート アルバイト・無職・学生 その他()			
7			大・昭・平・令 ・	会社員・自営業・パート アルバイト・無職・学生 その他()			

振込先指定口座 (名義人は世帯構成員に限る)
小・中どちらも申請する場合、同じ口座を指定してください。

住宅の状況 (いずれかに○をつけてください。)

金融機関	銀行	支店	1. 世帯構成員名義で取得後15年以上経過した持ち家 (平成21年3月31日以前に取得した持ち家)
	農協		
信用金庫	支店	3. 賃貸・借家等 (持ち家以外の住宅)	
信用組合			番号
金融機関コード			

口座番号	普通	添付書類	1. 児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証・戸籍謄本
フリガナ			2. 障害者手帳・療育手帳・(特別児童扶養手当証書)
名義人			3. その他 ()
			※該当の番号に○を付け、裏面に添付してください。

◎世帯の状況について、下記に該当があれば記入をお願いします。※証明書類の提出が必要です(裏面参照)

【令和6年1月2日以降に八尾市外から転入】 転入者名
 年 月 市・町・村 から ①世帯全員で ② のみ 転入

【令和6年4月1日以降に離婚・死別で、保護者の変更があった】
 ①変更の理由: 1. 離婚 2. 死別 ②変更があった日: 令和 年 月 日

【単身赴任、離婚調停中やその他の理由で、児童・生徒の父母など保護者が別の住所に住んでいる】
 別居のフリガナ 生年 お住まいの
父母等 名前 月日 市町村名

※ 就学援助費の支給方法について ※
学校長口座への振り込みを希望される方は、在籍する学校にて別途委任状をご提出ください。

添付書類 貼付欄

- 児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証
ひとり親世帯であることがわかる戸籍謄本
- 障害者手帳、療育手帳、(特別児童扶養手当証書)
※氏名と等級が分かるように添付してください
※特別児童扶養手当証書は、貼付する書類に受給対象
の児童生徒名を書き加えてください
など

※控除を希望される場合は、必ず書類を添付してください

※有効期限内の書類を添付してください

(太枠内にコピーを糊付けまたはホッチキスで貼付)

●その他提出書類について●

事例	提出書類 (コピー可)
主たる生計者が罹災した (火災、風水害、震災等)	罹災証明書 (直近1年以内に罹災したもの)
主たる生計者が失業した	雇用保険受給資格者証 (ただし、次の場合に限る) 当初申請: 「受給期間満了日」が、当該年度4月以降となっている 追加申請: 「受給期間満了日」が、追加申請日以降となっている

●令和6年1月2日以降に八尾市外から転入した場合●

提出が必要な方	提出書類 (コピー可) ※
令和6年1月2日以降に八尾市外から転入した方	令和6年度の課税証明書 ※令和6年1月1日時点で住民登録があった市町村で取得してください。申請時点で添付できない場合は、先に記入済の申請書のみご提出いただき、後日課税証明書をご提出ください。

●令和6年4月1日以降に離婚・死別で、保護者の変更があった場合●

事例	提出書類 (コピー可)
離婚の場合	離婚日の確認できる書類 (戸籍謄(抄)本、離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書)
死別の場合	死亡日の確認できる書類 (医師の診断書の写し、死亡届の写し、住民異動届の写し)

●単身赴任、離婚調停中等で、児童・生徒の父母など保護者が別の住所に住んでいる場合●

事例	提出書類 (コピー可)
父母等の保護者が、八尾市外に在住している場合	令和6年度の課税証明書 ※令和6年1月1日時点で住民登録があった市町村で取得してください。申請時点で添付できない場合は、先に記入済の申請書のみご提出いただき、後日課税証明書をご提出ください。
離婚調停(協議)中の場合	離婚調停(協議)中であることを明らかにできる書類 (調停期日呼出状、事件係属証明書、弁護士が作成した協議(調停)の状況を記載した書類) ※文書の作成年月日が直近(原則、当該年度4月1日以降)のもの。 ※当初申請(5月1日～5月31日の申請)の場合は、調停(協議)等の開始日が確認できる書類もご提出ください。